

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

○北海道地域活性化・生活対策基金条例……………	(財政課)	1
○北海道消費者行政活性化基金条例……………	(くらし安全課)	1
○北海道安心こども基金条例……………	(子ども未来推進局)	2
○北海道妊婦健康診査支援基金条例……………	(子ども未来推進局)	2
○北海道ふるさと雇用再生特別基金条例……………	(雇用労政課)	3
○北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例……………	(雇用労政課)	4
○北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………	(障害者保健福祉課)	4

条 例

北海道地域活性化・生活対策基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第1号

北海道地域活性化・生活対策基金条例

(設置)

第1条 国から交付される地域活性化・生活対策臨時交付金を積み立て、地域活性化・生活対策の速やかかつ着実な実施を図るため、北海道地域活性化・生活対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

北海道消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道消費者行政活性化基金条例

(設置)

第1条 国から交付される地方消費者行政活性化交付金を積み立て、北海道における消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、北海道消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道安心こども基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道安心こども基金条例

（設置）

第1条 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金等を積み立て、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応等を通

じて、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、北海道安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

北海道妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第1条 国から交付される妊婦健康診査臨時特例交付金を積み立て、市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を支援するため、北海道妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成23年9月30日限り、その効力を失う。

北海道ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第1条 国から交付されるふるさと雇用再生特別交付金を積み立て、地域の実情に応じ、地域における創意工夫に基づく雇用機会の創出を図るため、北海道ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

（設置）

第1条 国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金を積み立て、離職を余儀なくされた非正規雇用の労働者、中高年齢者等の一時的な雇用及び就業機会の創出を図るとともに、これらの者に対する生活及び就労に関する相談を実施するため、北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年北海道条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の次に「等」を、「実施」の次に「並びに福祉及び介護に係る人材の確保」を加える。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。